

令和8年6月1日

保護者の皆様  
児童生徒の皆さん

長野市教育委員会事務局  
学 校 教 育 課 長

## 「こども性暴力防止法」に関するお知らせ

日頃より、本市の教育活動への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（いわゆる「こども性暴力防止法」）が、令和8年12月25日から施行されます。この法律は、学校などにおいて、こどもへの性暴力等を未然に防ぎ、すべてのこどもが安心して生活できる環境を整えることを目的としています。

本市におきましても、この法律の趣旨を踏まえ、児童生徒の安全・安心の確保に向け、次のとおり取り組んでいます。

### <市・学校としての主な取組>

- ・教職員に対する研修の実施
  - ・定期的なアンケート調査の実施
  - ・相談しやすい環境づくり
  - ・スクールカウンセラーや校外相談機関との連携 等
- また、教職員等による以下のような行為は禁止されています。
- ・不必要な身体接触
  - ・児童生徒を不快にさせる言動
  - ・SNS等による私的なやり取り など

### ◆保護者の皆様へ

学校では、こども一人一人が安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいます。

一方で、こどもが被害を受けても自ら訴えることが難しい場合があります。日頃からお子さんの様子に目を配り、気になることがありましたら、遠慮なく学校や相談機関に御相談ください。

また、別紙の資料（リーフレット、ポスター、相談について）については、ぜひお子さんと一緒にご覧いただき、ご家庭でも話し合ってくださいますようお願いいたします。

### ◆児童生徒の皆さんへ

学校は、みなさんが安心して過ごせる場所です。

もし、「いやだ」「こわい」と感じるがあったときは、その場から離れたり、信頼できる大人に話したりしてください。困ったときは、

- ・学校の先生
  - ・スクールカウンセラー
  - ・お家の人
  - ・相談窓口
- など、だれかに話してください。ひとりで抱え込まないことが大切です。

こども家庭庁ホームページでも動画・資料を公開しています。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

長野市教育委員会事務局 学校教育課  
課長：山口 担当：柳澤（征）  
TEL：224-5081